

愛媛県立病院学会プログラム広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発行する愛媛県立病院学会プログラム（以下「プログラム」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 プログラムに広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）は、要綱第3条の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。

2 プログラムに掲載できる広告等の内容は、要綱第3条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）の規定を満たし、かつ、プログラムに掲載する広告として適当であると県が認めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は、次の優先順位によるものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 県内に主たる事務所、営業所、店舗等を有する企業
- (3) その他、要綱及び表示基準の範囲に定める広告の範囲内のもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告掲載紙面の売渡し)

第5条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告主に売り渡すものとする。

(広告主の選定)

第6条 広告主は、市場価格を参考にあらかじめ設定した価格（以下「設定価格」という。）にて公募し、選定する。

(広告内容等の修正)

第7条 県は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反しているか、あるいは違反のおそれがある、または誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告の内容等が、この要領に違反することがないようにする義務を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保障するものとする。
- 4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年8月9日から施行する。